

漁業法第73条第2項第2号に係る審査基準（定置漁業）

	評価項目	評価ポイント
1	水揚計画の内容	過去の実績や同規模の定置網と比較して、現実的な水揚計画になっているか
2	漁業生産の増大に関する取組	網や船の改良、新たな技術の導入など、漁業生産の増大に資する取組を実施する予定があるか
3	漁業所得の向上に関する取組	漁獲物の単価や付加価値の向上など漁業所得の向上に資する取組を実施する予定があるか
4	就業機会の確保	当該定置網の規模に見合った人数の水夫を雇用する計画になっているか
5	地域漁業者との調和的発展①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該定置網の水夫に占める、地元地区が属する市町に住所を有する者の割合</li> <li>・地元地区ないしはその近隣地区に住所を有する者がいるか</li> </ul>
6	地域漁業者との調和的発展②	漁業紛争が生じないよう、共同漁業権者等との調整が図られているか
7	当該漁業への経験の程度	当該定置網に常時従事する水夫に、申請に係る漁業（定置漁業ないし小型定置漁業）に経験のある者がいるか

漁業法第73条第2項第2号に係る審査基準（くろまぐろ養殖業）

	評価項目	評価ポイント
1	生産計画の内容	活込可能尾数を超えない現実的な生産計画となっているか
2	計画の実現性	施設の規模や種苗の活込尾数が適正で、確保手段が明確となっているか
3	漁業生産の増大に関する取組	漁場環境の保全・改善又は悪化を防止するための取組を実施する予定があるか
4	漁業所得の向上に関する取組	生産物の単価や付加価値の向上など漁業所得の向上に資する取組を実施する予定があるか
5	就業機会の確保	当該くろまぐろ養殖業の規模に見合った人数の従業員を雇用する計画になっているか
6	地域漁業者との調和的発展①	当該くろまぐろ養殖業の従業員に占める、地元地区の属する市町に住所を有する者の割合
7	地域漁業者との調和的発展②	漁業紛争が生じないように、共同漁業権者等との調整が図られているか
8	当該漁業への経験の程度	当該くろまぐろ養殖業の従業員に、くろまぐろ養殖の経験のある者がいるか

漁業法第 73 条第 2 項第 2 号に係る審査基準（真珠養殖業及び真珠母貝養殖業）

	評価項目	評価ポイント
1	計画の実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制限台数を守っているか（真珠避寒漁場を除く）</li> <li>・施設規模や種苗の確保が適切か</li> </ul>
2	漁業生産の増大に関する取組	漁場環境の保全・改善又は悪化を防止するための取組を実施する予定があるか
3	漁業所得の向上に関する取組	生産物の単価や付加価値の向上など漁業所得の向上に資する取組を実施する予定があるか
4	就業機会の確保	漁場の規模に見合った人数の従事者による漁業を営む計画になっているか
5	地域漁業者との調和的発展①	当該漁業の従事者のうち、地元地区が属する市町に住所を有する者の割合
6	地域漁業者との調和的発展②	漁業紛争が生じないように、共同漁業権者等又は共有免許者との調整が図られているか
7	地域との調和的発展	地元加工業者・流通業者等との連携が図られているなど、地域水産業の発展に寄与しているか
8	当該漁業への経験の程度	当該漁業の従事者に、経験のある者がいるか、いる場合その経験年数により加算